（案）

所内 LAN 機器の賃貸借契約書

沖縄県（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　とは、所内 LAN 機器（以下「機器」という。）の賃貸借に関する契約を次のとおり締結する。

（総則）

第１条　この契約は、甲乙の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって機器の賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（賃貸借機器内容）

第３条　別添仕様書による。

（期間）

第４条　この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成１８年沖縄県条例第５６号）に規定する長期契約であり、使用（履行）期間は、令和９年２月１日から令和 13 年１月 31 日までとする。

（賃貸借料金）

第５条　機器の賃貸借料は、総額（消費税込み）　　　　円（月額　　　円）とする。

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　　　円、月額　　　円とする。

２　乙は、賃貸借料（月額）の支払いを書面により、当該月の翌月に甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定により支払請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に賃貸借料を支払わなければならない。

４　甲の責に帰する場合により、第３項にかかる支払いが前項に規定する支払い期限までに支払われない場合、乙はその請求金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息を甲に請求することができるものとする。

５　第３項の場合において、１ヶ月未満の端数が生じたときにおける賃貸借料は当該月の日数による日割計算により算出するものとする。

（契約保証金）

第６条　乙の契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条第１項による。ただし、同条第２項の規定に適合する場合は免除とする。

（装置の取替、改造、追加、返却及び移転）

第７条　甲は、装置の取替、改造、追加、返却及び当初設置場所からの移転（以下「取替等」という。）を行おうとするときは、あらかじめ書面をもって乙と協議するものとする。

２　前項の装置の取替等に要する費用は、甲の負担とする。

３　第１項の規定により、契約金額、その他契約内容に変更が必要なときは、甲乙協議のうえ改定することができるものとする。

（他の機械器具の取付）

第８条　甲は、装置に他の機械器具を取り付ける必要が生じた場合は、あらかじめ書面をもって乙の承諾を得るものとする。

（装置に使用する補給品）

第９条　甲は、装置に使用する補給品については、装置の規格に合致したものを使用しなければならない。

（ハードウェア保守について）

第 10 条　装置に不時の故障が発生した場合、乙は甲の通知により技術員を派遣して速やかに対処し復旧するものとする。

２　乙は前項の保守によるトラブルが発生した場合は、全責任を負うものとする。

（除外作業）

第 11 条　次の各号に掲げる事項については、本件保守の範囲に含まれないものとし、これを行う必要が生じた場合は、甲乙協議のうえ実施時期、料金等を決定し、当該作業を行うものとする。

⑴　装置の移設及び撤去に関する作業ならびに立会

⑵　装置の改造

⑶　装置の日常の清掃点検及び運転

⑷　用紙等の消耗品の補給

⑸　天災地変その他乙の責に帰することのできない事由により生じた故障の修理

⑹　機器に定められた環境条件に反したことにより生じた故障の修理または不適切な取扱いによる故障の修理

⑺　指定品以外の消耗品及び記録媒体を使用し、または消耗品及び記録媒体の保管不備の為に生じた故障修理

⑻　ソフトウェアに起因する事故の調査

（保守の時間帯）

第12条　乙は、保守を次の時間帯に行うものとする。但し、祝祭日および乙が別途定めた日は休日とする。

⑴　月曜日から金曜日　　8時30分から17時15分

（解除）

第13条　甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反した時は、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

２　前項の規定により、この契約が解除された場合は、甲及び乙はこれにより被る相手方の損害について、その責を免れない。

３　甲は契約を締結後、次年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

４　甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、契約期間中でも催告無しに本契約を解除することができる。

⑴　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

⑵　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

⑶　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

⑷　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

⑸　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（装置の返還）

第 14 条　甲は、契約が解除された場合、速やかに装置を乙に返還するものとする。

２　甲は、前項の場合において、装置に他の機械器具を取り付けてあるときはこれを取り外し、装置を契約締結時の現状に復するものとする。

３　乙は、装置の返還に際して乙の費用負担において、これに立ち会うものとする。

（損害賠償）

第 15 条　甲又は乙は、この契約の履行に伴い故意若しくは過失によって損害が生じた場合（第三者に及ぼした損害を含む）はそれぞれ賠償の責を負うものとする。

２　前項による賠償額は甲乙協議して定めるものとする。この場合において、甲の責に帰すべき理由により生じたものについて、損害保険その他損害を補てんするものがあるときは、甲乙協議して甲の負担額を定めるものとする。

（天災その他の不可抗力による損害）

第 16 条　天災その他の不可抗力により、装置に損害を生じたときは、乙は速やかにその回復措置を講じなければならない。この場合においてこれらの復旧に要する費用は乙の負担とする。

（賠償金等の徴収）

第 17 条　甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を　甲の指定する期間内に支払わないときは、その金額に遅延日数に応じ支払遅延防止法第 8 条第 1 項の規定に基づき定められた率の割合で計算した延滞金を加算して、甲が支払うべき賃貸借料から相殺し、なお不足が生じる時はさらに追徴することができる。

（管理義務）

第 18 条　甲は、善良な管理者の注意をもって装置を管理するものとする。

（損害保険）

第 19 条　乙は、装置に乙の費用において動産総合保険に加入するものとする。

（立ち入り権及び機密保持）

第 20 条　甲は、乙又はメーカー、若しくはメーカーの指定する者を装置の保守及び管理等のため、装置の設置場所に立ち入らせるものとする。

２　乙は、前項の立ち入りに際して知り得た甲の業務上の機密を部外に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

（再委託）

第21条　乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

２　乙は、契約の主たる部分（契約金額の50%を超える業務及び企画判断並びに指導監督などの統轄的かつ根幹的な業務をいう。）の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

３　乙は、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。

４　乙は、契約の一部を第三者に委任し､又は請負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、その他、簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本及び原稿・データの入力並びに集計をいう。）を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

５　乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

６　乙が第１項から第５項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

（下請負契約等に関する契約解除）

第22条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（第13条第4項各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

（案）

第 23 条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（秘密の保持）

第 24 条　乙又は下請負人等は、この契約の履行に伴い知り得た甲の業務上の秘密を、第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

（紛争の解決）

第 25 条　この契約に関する紛争は甲所在地の裁判所の管轄に属するものとする。

（補足）

第 26 条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　那覇市字真地 123 番地
沖縄県病害虫防除技術センター
所 長　　伊禮　信

乙